

(令和2年7月8日 一部改訂)

福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る
発注者支援業務
公募型プロポーザル実施要領

福井市市民生活部環境事務所
新クリーンセンター準備課

1 目的

福井市では、計画している新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「整備・運営事業」という。）の発注について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じてDBO方式で実施することとしている。

この整備・運営事業の事業者選定の実施にあたり、DBO方式による事業実施についての幅広い知識と高度な専門能力を有し、かつ総合評価落札方式による入札（又は公募型プロポーザル）実施のための技術的支援、技術提案書等の審査や、ごみ処理施設に関する専門的、技術的な検証を行うことができる高度な知識を有する契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 公募概要

- (1) 業務名 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務
- (2) 業務内容 別添の「福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
上記期間は、状況により変更することがある。
- (4) 業者選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 提案上限額 43,516千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。
（年度割：令和2年度 23,100千円 令和3年度 20,416千円）

3 担当部署

福井市 市民生活部 環境事務所 新クリーンセンター準備課

所在地：〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（市役所別館4階）

電話番号：0776-20-5391 ファクシミリ番号：0776-20-5754

メールアドレス：n-clean@city.fukui.lg.jp

ホームページ

URL：http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/kankyo/center/advisory_proposal.html

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 公表日から契約候補者特定の日までにおいて、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに関して他の技術提案書等を提出する者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (5) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (6) 参加申込書、技術提案書等の提出期限である令和2年7月15日（水）時点で、福井市一般業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を受審されている者（受審後の審査の結果、名簿への登録がなされなかった者を除く。）であり、かつ、登録業種がその他の業務委託（900）のうち各種調査企画（904）を含むものであること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定により、建設コンサルタント登録簿に廃棄物部門で登録を受けている者であること。
- (8) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員であること。
- (9) 平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注した、発電設備を有する施設規模1日200トン以上の一般廃棄物焼却施設の実施設計及び建設並びに運営及び維持管理を一括で発注するDBO（デザインビルドオペレート）方式の事業者選定に係る発注者支援業務の受託実績（元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し、完了したものに限る。）があること。
- (10) 本業務を履行期間内に行うこと及び技術提案書等を提出した時点において配置されている全ての技術者が本業務の完了まで継続して本業務を行うことが可能な体制を有する者であること。
- (11) 技術者について、次に掲げる条件を満たす在籍者を配置できる者であること。ただし、管理技術者及び担当技術者は照査技術者を兼任することはできない。また、各担当技術者は本業務において専任で配置すること。

管理技術者	技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者、シビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者又はこれと同等の能力と経験を有する者で、（9）に規定する業務に主たる担当者又は管理技術者として従事した経験を有すること。なお、同等の能力
-------	--

	と経験を有する技術者とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表下欄に掲げる要件に該当する者で、業務に該当する部門とは異なり、かつ、業務に該当する部門に関し5年以上の実務の経験を有する者とする。
照査技術者	技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者、シビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者又はこれと同等の能力と経験を有する者で、（9）に規定する業務に主たる担当者、管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。なお、同等の能力と経験を有する技術者とは、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）別表下欄に掲げる要件に該当する者で、業務に該当する部門とは異なり、かつ、業務に該当する部門に関し5年以上の実務の経験を有する者とする。
建築担当技術者	一級建築士資格の保持者。
プラント設備担当技術者	技術士資格（技術部門が衛生工学部門で選択科目が廃棄物・資源循環又は技術部門が総合技術監理部門で選択科目が衛生工学 - 廃棄物・資源循環）の保持者又はシビルコンサルティングマネージャ（廃棄物部門）資格の保持者。
電気担当技術者	第一種又は第二種電気主任技術者資格の保持者。

(12) 外部に協力会社（主要な業務以外を受託する者）を置くことができ、かつ、当該協力会社が他の参加事業者の協力会社でないこと。

(13) 協力会社は、（1）（2）及び（3）の条件を満たすこと。

5 選定スケジュール

(1) 公告及び実施要領配布の開始	令和2年6月29日（月）
(2) プロポーザルに対する質問の受付期間	令和2年6月29日（月）から 令和2年7月3日（金）午後5時
(3) プロポーザルに対する質問の回答期限	令和2年7月8日（水）
(4) 参加申込書、技術提案書等の提出期間	令和2年6月29日（月）から 令和2年7月15日（水）午後5時
(5) 1次審査結果の通知	令和2年8月5日（水）（予定）
(6) 2次審査（ヒアリング）	令和2年8月12日（水）（予定）
(7) 契約候補者の決定	令和2年8月中旬

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、上記スケジュール等について変更する場合がある。その場合、福井市のホームページに変更の内容等を記載するため確認すること。

6 参加申込書、技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

当該プロポーザルに参加する場合は、次の関係書類を全て提出すること。

提出書類		必要部数
様式第 1 号	参加申込書	正本 1 部 副本 1 部
様式第 2 号	会社概要書	
様式第 3 号	技術提案書表紙	詳細については下記(5)及び(6)を参照
様式第 4 号	実績調書	
様式第 5 - 1 号	業務実施方針	
様式第 5 - 2 号	応募事業者からの提案に対する対応方針	
様式第 5 - 3 号	整備・運営費の抑制に関する提案	
様式第 5 - 4 号	施設の景観への配慮や余熱の活用等に関する提案	
様式第 6 号	本業務の実施体制と業務実施上の配慮事項等についての提案	
様式第 7 号	担当技術者の経歴等	
様式第 8 号	関連事業者等及び協力会社等	
様式第 9 号	工程表	
様式第 10 号	参考見積書	正本 1 部 副本 14 部
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 (9) 及び (1 1) 並びに 6 (1) の技術者の手持ち業務に関する実績契約書 (業務名、発注者、契約者、業務内容、業務期間、契約金額などが分かる範囲) の写し ・ 会社概要等のパンフレット ・ 資格を有することを証明する書類の写し ・ 雇用関係を証明できる書類の写し 	各 1 部

様式は福井市のホームページからダウンロードして使用すること。

提出書類のデータについて、DVD - R 等へ書き込んだうえで併せて提出すること。

(2) 提出方法

参加事業者の責任において、原則として郵送 (書留等の配達記録が残る方法に限る。) により提出すること。この場合、封筒の表面に「福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務」と朱書きすること。

(3) 提出期限

令和 2 年 7 月 1 5 日 (水) 午後 5 時

郵送の場合は当日必着

(4) 提出場所

上記 3 の担当部署

(5) 提出書類の内容

仕様書の目的・業務内容を踏まえ、次の事項について記載すること。

【様式第4号】実績調書

- ・DBO方式での事業者選定に係る発注者支援業務の受託実績

平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)による地方公共団体の組合を含む。)が発注した、発電設備を有する施設規模1日200トン以上の一般廃棄物焼却施設の実施設計及び建設並びに運営及び維持管理を一括で発注するDBO(デザインビルドオペレート)方式の事業者選定に係る発注者支援業務の受託実績(元請として実施方針の作成から民間事業者との契約まで一貫して受託し、完了したものに限る。)があること。

【様式第5-1号】業務実施方針

- ・受注者としての基本姿勢及び業務に対しての取組方針

現在の福井市の状況を理解したうえで、受注者としてどのような考え方で本業務に臨むか、業務の遂行にあたって、どのように取り組んでいくかについて、簡潔に記入すること。併せて、当初想定されなかった事態が発生した場合にどのように対処するかを簡潔に記入すること。

【様式第5-2号】応募事業者からの提案に対する対応方針

- ・整備・運営事業に係る応募事業者からの提案に対する対応の方針

整備・運営事業に係る応募事業者からの提案のうち、整備業務に関すること、運営業務に関すること、整備業務と運営業務の連携による事業の効率化や機能の向上、特に排ガス中の水銀対策や排水のクロード化及び発電設備の能力設定に関する考え方などそれぞれの提案に対して、審査で重視する観点や、審査方針を示し、その他必要と思われることを簡潔に記入すること。

【様式第5-3号】整備・運営費の抑制に関する提案

- ・整備・運営に関する費用抑制の提案

整備・運営費について、その費用が高止まりしている現状において、その費用をできる限り抑制するために長寿命化の視点も含めどのようなことが考えられるか、また、整備・運営事業に係る応募事業者からの費用抑制についての提案に対してどのように対処していくかについて簡潔に記入すること。

【様式第5-4号】施設の景観への配慮や余熱の活用等に関する提案

- ・施設の景観への配慮や余熱の活用等に関する提案

地元への配慮が必要となる、施設の景観への配慮、余熱の幅広い活用や市民に対しての普及啓発について、どのように計画し決定するかについての提案や、整備・運営事業に係る応募事業者の提案に対してどのように対処していくかについて、簡潔に記入すること。

【様式第6号】本業務の実施体制と業務実施上の配慮事項等についての提案

- ・本業務の実施体制と業務実施上の配慮事項等についての提案

業務進行に必要な実施体制の考え方や、業務実施のための配慮すべき事項を示し、その他必要と思われることを簡潔に記入すること。

【様式第7号】担当技術者の経歴等

- ・担当技術者の経歴等

各技術者の業務実績を記入すること。

【様式第8号】関連事業者等及び協力会社等

- ・関連事業者等の概要

応募事業者及び協力会社について、それぞれ、他の事業者から50%を超える株式の保有や出資があるか若しくは代表権を有する役員を兼ねている事業者又は他の事業者に50%を超える株式の保有や出資があるか若しくは代表権を有する役員を兼ねている事業者がある場合を関連事業者とし、その関連事業者について、法人名及びその関連する形態を記載すること。

・ 協力会社の概要及び業務実績

協力会社を置く場合、協力会社の概要及び平成22年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合を含む。）が発注するDBO（デザインビルドオペレート）方式又はPFI方式の事業者選定に係る発注者支援業務の一部又は全部に携わった実績があれば記載し、協力した内容の概要を記載すること。

【様式第9号】工程表

・ 本業務の実施に当たっての工程表

【様式第10号】参考見積書

・ 本業務の実施に必要な経費の見積

(6) 提出書類の作成要領

【様式第3号】から【様式第10号】までを1部ずつホッチキスで左側上下2箇所を留めること。様式中A3サイズのは折り込み、A4サイズで綴じ込むこと。

【様式第3号】から【様式第10号】までの記載にあたっては、正本1部のみ、参加事業者名がわかるような記載をすることができる。副本は、参加事業者名がわかるような記載（会社名、略称、ロゴマーク等）をしないようにすること。提出された書類について、内容確認を行った際に参加事業者が特定される恐れがあると市が判断した場合、書類の補正を求めるか、又は福井市が必要なマスキングを施す場合があるので留意すること。

【様式第5-1号】から【様式第5-4号】の作成にあたっては、各様式1頁A3版横置き、横書き、片面のみ、カラー可、本文フォントサイズ11ポイント以上（表、フロー図等は最小限とし、フォントサイズは自由）で枠内に記載し、左側に余白を25mm以上、その他の余白は任意とする。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和2年6月29日（月）から同年7月3日（金）午後5時

(2) 提出場所

上記3の担当部署

(3) 質問方法

質問書（様式第11号）に必要事項を記載のうえ、電子メールにて送付し、送付した旨を速やかに担当部署に電話で連絡すること（面接・持参・電話・FAXでの質問は受け付けない。）

(4) 回答

質問及びその回答内容は、令和2年7月8日（水）までに福井市ホームページ上にて公開する予定である。

8 選定方法

(1) 基本的な考え方

福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、提出された参加申込書及び技術提案書等の書類により「実績」「基本的な考え方」「実施体制」「経費」等について、委員会において審査する。選定に当たっては、別表「評価基準」に基づいて評価を行い、評価点の最も高い参加事業者1者及び次点1者を選定する。最高得点を得た参加事業者が2者以上ある場合には、別表「評価基準」の最も配点が高い提案項目の得点が高い参加事業者を契約候補者とする。なお、当該項目の得点も同じであった場合には、見積額がより廉価であった参加事業者を契約候補者とする。

また、参加事業者が1者であった場合は、各審査項目の評価点に基づき、委員会において契約候補者としての適否を判断する。

(2) 1次審査

審査委員会が、参加申込書及び技術提案書等の書類により参加事業者の能力などについて審査を行い、5者を選定する。

(3) 2次審査

1次審査にて選定された者を対象として、審査委員会が、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も優れた1者及び次点の者を選定する。

(4) 選定における評価基準

別表「評価基準」のとおり

(5) 2次審査の実施日及び会場

- ・日時 令和2年8月12日（水）（予定）
- ・会場 福井市内（詳細日程、場所等は別途連絡する。）

(6) 2次審査出席者

2次審査は業務を担当する予定の者が出席すること。ただし、3名を超えないこと。

(7) 2次審査内容

技術提案書等の内容について、参加事業者が委員会の委員に対してプレゼンテーション（15分）を行い、その後委員会の委員からの質問に答えるヒアリング（20分）により行う。

2次審査の際に説明資料の追加はできないが、技術提案書等の内容を超えない範囲でパワーポイント等を使用することはできる。

ヒアリングの順序は、委員会が決定し、参加事業者ごとの開始時間は、別途連絡する。なお、ヒアリングの場においては、事業者名を特定できるような内容の表現をしないこと。

(8) その他

委員会での審査は、非公開とする。

9 審査結果

(1) 1次審査

令和2年7月31日（金）に、全ての参加事業者宛に電子メール及び文書で通知する。参加事業者が5者以内であった場合においても同様とし、その旨を通知する。

(2) 2次審査

福井市ホームページで公表するとともに、全ての参加事業者宛に電子メール及び文書で通知する。

- (3) 審査経緯については、公表しない。
- (4) 審査内容及び結果についての異議は、認めないこととする。

1 0 契約の締結交渉

参加契約候補者と契約の交渉を行う。ただし、辞退その他の理由で契約を締結できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うこととする。

1 1 著作権の取り扱い

技術提案書等の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。なお、技術提案書等の中で第三者の著作物を使用するときは、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加事業者に帰するものとする。

1 2 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「参加申込書、技術提案書等」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 2次審査に参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格と認めた場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 本業務の受注者及び受注者の協力会社並びに本業務の受注者と資本等において密接な関連があると認められたごみ処理施設建設等事業者、建設業者及びごみ処理施設運営事業者は、整備・運営事業の事業者選定に参加することができない。
- (2) 当該プロポーザルへの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、福井市が参加事業者にマスキングすることを求め、その箇所をマスキングすることを除き、一切認めない。
- (4) 福井市と契約を締結する契約候補者は、提出書類の「工程表(様式第9号)」に記載する内容を基に福井市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、福井市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (5) 提出された技術提案書等は、当該プロポーザルの目的以外には使用しないものとする。
- (6) 提出された技術提案書等は、返却しない。

別表 評価基準

審査項目	配点
(1) DBO方式での事業者選定に係る発注者支援業務の受託実績についての評価	10点
(2) 技術提案の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者としての基本姿勢及び業務に対する取組方針 ・整備・運営事業に係る応募事業者からの提案に対する対応の方針 ・整備・運営に関する費用抑制の提案 ・施設の景観への配慮や余熱の活用等に関する提案 	60点
(3) 本業務の実施体制の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施体制と業務実施上の配慮事項等についての提案 ・担当技術者の経歴等についての評価 	20点
(4) 見積金額	10点
総計	100点